

# 「インターネット集客サービス」利用規約

株式会社ウオムテレビ（以下、「甲」という）は甲が提供する「インターネット集客サービス」（以下、「本サービス」という）の利用について、「インターネット集客サービス利用規約」（以下、「本規約」という）を以下の通り定めます。

## 第一章 総則

### 第1条 （規約の適用）

本規約は、甲の提供する「本サービス」の利用に関し、甲と第3条及び4条の手続により、「本サービス」の利用契約を締結した者（以下、「乙」という）に適用されるものとします。甲は、今後提供する「本サービス」の新たな基本サービス、及びオプションサービスごとに個別の特約を定める場合があり、当該特約は本規約の一部を構成します。本規約と当該特約が異なる場合には、当該特約を優先するものとします。

### 第2条 （規約の変更）

甲は、乙の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合の、「本サービス」の利用規約は、変更後の本規約によります。

## 第二章 申込と契約

### 第3条 （利用申込の方法）

- (1) 乙は、本規約を確認、同意したうえで、甲の定めるオンライン申込入力フォームに入力または、所定の申込書に記入・捺印の上、甲宛に、郵送またはFAXして「本サービス」を申込みます。
- (2) 乙は、利用する「本サービス」のうち、選択したサービスプランと期間を利用できるものとします。契約後に、利用するサービスプランを変更する場合、甲所定の手続に従うものとします。
- (3) 乙は、利用申込後、第12条で定めた利用料金を第13条で定めた支払方法と期日までに、甲に支払うものとします。

### 第4条 （利用申込の承諾）

利用契約は、第3条に定める利用申込に対し、甲が承諾したときに成立します。甲は、次の各号の一つに該当する場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。また、甲は利用契約成立後であっても、乙が次の各号の一つに該当することが判明した場合には、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 乙が、第12条で定めた利用料金を第13条で定めた支払方法と期日までに、甲に支払わなかった場合
- (3) 過去に不正使用などにより利用契約の解除または「本サービス」の利用を停止されていることが判明した場合
- (4) 利用契約の申込をした方が20歳未満の方で、申込にあたり保護者の同意を得ていない場合
- (5) その他利用契約の申込を承諾することが、技術上または甲の業務遂行上著しい支障があると甲が判断した場合

## 第5条 (利用開始の通知)

甲は利用契約成立後、「本サービス」を提供可能とする設定を行い、「本サービス」利用開始通知を本規約第21条で規定した方法で速やかに担当者に通知します。

## 第6条 (「本サービス」契約期間)

「本サービス」の契約期間は第4条により、甲が乙の申込を承諾した日より、第14条で定めた課金対象期間終了日までとします。但し期間満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がない場合は、契約満了後6ヶ月毎に本契約と同一条件にて更新するものとし、以後も同様とします。

## 第7条 (契約の途中解約)

甲乙いずれかからの申し出により、契約期間中に途中解約をする場合は、契約の残期間相当の費用を、相手方に契約違約金として支払うものとします。尚、「本サービス」は、訪問販売法で指定されるクーリング・オフ指定商品(指定役務)ではありません。

## 第8条 (契約の終了)

第6条及び7条で定めた手続により契約が終了した場合、「本サービス」の一切の権利を失うものとします。但し、システムの都合上、契約終了の手続が完了してから、その手続がシステム上反映されるまでの時間が必要な場合があり、乙はこれを承諾するものとします。

## 第9条 (変更の届出)

乙は、第3条により定めた、申込手続に従い申告した項目について変更があった場合、速やかにその旨を甲指定の方法により甲に届け出るものとします。

甲は、変更届出があった場合は、第4条の規定に準じて取り扱います。

## 第10条 (契約上の地位譲渡等の禁止)

乙は、「本サービス」契約上の権利の全部または一部について、譲渡、質入、賃貸等の処分を行うことはできないものとします。

## 第11条 (契約の解除)

乙が以下の各号の一つに該当する場合、甲は、事前に催告することなく、直ちに乙の利用資格を取消すことができ、利用契約を解除できるものとします。

- (1) 第20条の行為を行った場合
- (2) 甲への申告、届出内容に虚偽があった場合
- (3) 利用料金の支払債務の履行遅延または不履行があった場合
- (4) 第16条の規定により「本サービス」の利用停止をされた乙が、その原因となる事実を解消しない場合
- (5) 長期間にわたり甲から乙への電話・FAX・電子メールの手段による連絡がつかない場合
- (6) その他、乙が本規約に違反した場合
- (7) 乙が法人の場合で次の各号の一つに該当する場合
  - ・ 実際に従業員、事務所等が存在せず、業務が停止していると認められるとき
  - ・ 差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等の処分を受けたとき
  - ・ 手形・小切手が不渡りになったとき
  - ・ 破産・民事再生・会社整理・会社更生の手続等の申し立てがなされたとき
  - ・ 解散もしくは事業が廃止になったとき

前項の規定により利用契約が解除された場合、乙は甲に、その契約期間中に係る、残務債務の全額をただちに支払うものとします。

## 第12条 (利用料金)

「本サービス」の利用料金は、「本規約」の別紙1に定めたとおりとします。

甲は乙の承諾を得ることなく、甲が適当と判断する方法で、前項に定める利用料金を変更することができるものとします。但し、乙の契約期間中は、前項の料金が適用され、契約更新の際において変更料金が適用されるものとします。

## 第13条 (支払方法と期日)

乙は第12条で定めた「本サービス」の初期費用及び月額の利用料を、申込日より一週間以内に、甲が指定する銀行口座に支払います。

## 第14条 (課金対象期間)

「本サービス」の課金対象期間は、本サービス開始日の翌月1日より乙の契約期間終了日までとします。

### 第三章 利用中止及び停止等

#### 第15条 (利用中止)

甲は、次の場合には、「本サービス」の利用を中止することがあります。

- (1) 甲のシステムの保守を定期的にもしくは緊急に行う場合
- (2) 甲の「本サービス」用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合
- (4) 甲が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
- (5) 甲が「本サービス」運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合

甲は前項に基づく「本サービス」の提供の中止によって生じた乙及び第三者の損害につき一切の責任を負いません。甲は、第1項の規定により「本サービス」の利用を中止するときは、あらかじめその旨を乙の担当者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第16条 (利用停止)

甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、「本サービス」の利用を停止することがあります。

- (1) 第20条に記載されている行為を行った場合
- (2) 支払期日を経過してもなお利用料金を支払わない場合
- (3) 第25条の規定に違反した場合
- (4) その他、本規約に違反した場合

甲は、前項の規定により「本サービス」の利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を乙に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第17条 (甲の責に帰すべきサービス停止)

- (1) 甲は、甲の責に帰すべき事由によって、「本サービス」の提供が1ヶ月に通算して10日以上行われなかったときは、契約者の契約サービス期間を無償で1ヶ月間延長するものとします。
- (2) 甲は、「本サービス」の停止に関し、前項に定める以外のいかなる責任も負わないものとします。

#### 第18条 (不可抗力による免責)

甲は、天災、事変、火災等の事由によるサービス環境の障害、法令の変更その他甲の責に帰すべからざる事由による「本サービス」提供の遅延・中断・中止・停止・廃止については、一切責任を負わないものとします。

## 第四章 サービス利用上の注意

### 第19条 「本サービス」の利用及び甲の役割

- (1) 甲は、乙が「本サービス」を通して配信されるコンテンツに関する一切の事項について何らの責任を負いません。
- (2) 甲は、「本サービス」の利用者である乙と乙の会員・顧客等との取引に関する一切の事項について何らの責任を負いません。
- (3) 甲は、「本サービス」の利用に関して、乙と乙の会員・顧客また、その他の第三者との間で発生した一切のトラブルについて、一切関知しません。これらのトラブルについては、当事者間で協議等により、解決するものとします。
- (4) 甲は、「本サービス」により配信されたメールが、乙が指定する配信先に必ず到達することを保証しないものとします。
- (5) 甲は、「本サービス」に蓄積された配信データ、メールアドレス等の各種データについて、第27条を守るよう努めます。
- (6) 前項による甲の責任を果たしたにもかかわらず「本サービス」により配信されたメールアドレス等の各種データについて、消失、改ざん、流出、文字化け等の障害が発生した場合、甲は一切責任を負いません。
- (7) ① 甲は「本サービス」に付随しその所有にかかる下記の携帯アドレス取得システム（以下、「本件物件」という。）を乙に貸与し、乙はこれを借り受けることとする。  
② 本件物件の使用貸借の期間は、第6条で定めた契約期間に準ずることとする。

### 第20条 （禁止事項）

乙は、「本サービス」の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 乙の会員・顧客、第三者もしくは甲の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害のおそれのある行為
- (2) 乙の会員・顧客、第三者もしくは甲の財産もしくはプライバシーを侵害または名誉毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- (5) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
- (6) 「本サービス」の運営を妨げる行為
- (7) ログイン名及びパスワード等を不正に使用する行為
- (8) コンピューターウイルス等有害なプログラムを「本サービス」を通じて、または「本サービス」に関連して使用し、もしくは提供する行為
- (9) 受信者の許諾無しにメールを送信する行為
- (10) その他、法令に違反する、または違反のおそれのある行為

### 第21条 （甲から乙への通知）

甲から乙への通知は、本条の定めにより行われるものとします。

甲は、次の各号に定める事由が生じたときはその旨を乙に通知します。この場合、甲は、乙が事項の内容を知ることができるよう、通知内容をサイト上の適当な場所へ掲載するか、あるいは電子メール等を用いて乙に通

知します。なお、サイト上への掲載、もしくは乙への通知、電子メールの場合は電子メールを乙が指定した電子メールアドレスに発信した時点をもって乙に通知したものとみなします。

- (1) 本規約の変更
- (2) 新たなサービス及び機能の提供
- (3) 利用料金の変更
- (4) 利用時間の変更
- (5) 「本サービス」の利用中止
- (6) その他の「本サービス」の提供条件の変更

甲から乙への通知は、甲が前項に基づきその内容をサイト上へ掲載するか、電子メール等を用いて通知した日に効力を生じるものとします。

## 第五章 保守

### 第22条 (甲の維持責任)

甲は、甲が提供する「本サービス」の質が少なくとも現行の業界標準を満たしていること及び「本サービス」へのアクセスが24時間年中無休で可能であることを確保するため、商業的事業として合理的な範囲で努めます。

### 第23条 (乙の維持責任)

「本サービス」の利用中に乙が甲の設備またはサービスに異常を発見したときは、乙は自身の設備等に故障がないことを確認の上、甲に修理または復旧の旨を請求するものとします。

## 第六章 雑則

### 第24条 (特許権等)

- (1) 「本サービス」に関する甲の商標・著作権・特許その他工業所有権が第三者により侵害されたことを発見した場合、甲は直ちに相手方に対しその旨通知し、その権利を保全するために必要な処置を講じ、乙はその責任の範囲内において甲に協力しなければなりません。
- (2) 甲の工業所有権を乙が侵害した場合、甲が被った損害について乙は損害を賠償しなければなりません。

### 第25条 (著作権等)

- (1) 乙は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、「本サービス」を通じて提供されるいかなる情報も著作権法で定める私的使用の範囲外の使用をすることはできません。
- (2) 乙は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、「本サービス」を通じて提供されるいかなる情報も使用させたり、公開させたりすることはできません。
- (3) 本条の規定に違反して問題が発生した場合、乙は、自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、甲に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

## 第26条 (損害賠償)

甲または乙が、本規約に違反した場合、一方または相手方に対しその被った損害の賠償を請求することができるものとします。この際、甲または乙の損害賠償は、甲または乙が負うべき責任の範囲で負うこととします。

## 第27条 (秘密保持)

甲は、「本サービス」の提供に関して知り得た乙及び乙の会員・顧客の秘密情報を第三者に漏洩しないものとします。但し、裁判所の発する令状に基づいて行われる捜査機関への情報の開示または捜査機関による通信の傍受の場合はこの限りではないものとします。

## 第28条 (個人情報の取扱)

甲は、乙が、乙の利用する「本サービス」を通じて登録した電子メールアドレス等の個人情報を、「本サービス」の提供以外の目的で使用しません。

甲は、第1項、第2項の場合を除き、個人が識別可能な状態で第三者に個人情報の提供は行いません。

- (1) 乙の会員等の同意が得られた場合
- (2) 法令等より開示が求められた場合

## 第29条 (分離性)

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

## 第30条 (準拠法)

本規約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

## 第31条 (紛争の解決)

本契約から生じるすべての紛争は、両当事者の協議により友好的かつ速やかに解決するものとします。解決に至らない場合は、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町5-1 A I G 兜町ビル3階

株式会社ウォムテレビ

代表取締役 岩住英昭

附則

本規約は、2009年8月3日から実施します。

2009年8月3日制定

2010年1月31日改定

## インターネット集客サービス料金表

## 【プラン別 利用額】

	6ヶ月コース	1年コース(1ヶ月分無料)
PRページ 作成サービス	6,300 円 (1,050 円×6ヶ月分)	11,550 円 (1,050 円×11ヶ月分)
ホームページ 作成サービス	111,300 円 (初期費用+9,800 円×6ヶ月分)	160,300 円 (初期費用+9,800 円×11ヶ月分)
インターネット 集客セット	222,600 円 (初期費用+19,600 円×6ヶ月分)	320,600 円 (初期費用+19,600 円×11ヶ月分)

1年プランでお申込の場合は、1ヶ月分無料となります。

## 【初期費用】

- ・ ホームページ作成サービスは、52,500 円(税込) インターネット集客セットは 105,000 円(税込)になります。
- ・ 初期費用は初めの1回のみかかります。

## 【お支払方法】

- ・ 支払方法は銀行振込でのお支払のみになります。
- ・ 手数料は「お客様ご負担」をお願いいたします。

以上